

⑤給与・年金の源泉徴収票(原本※)

※平成31年4月1日以降の確定申告の提出には、源泉徴収票の添付が不要となりましたが、申告書の作成には、源泉徴収票の原本が必要となります。忘れずにお持ちください。
源泉徴収票を紛失した場合は、支払者(職場など。年金は、年金の支払者)に再発行してもらったうえで、ご来場ください。発行されない場合は、税務署にお尋ねください。

⑥社会保険料控除(国民健康保険税・国民年金保険料など)額の控除証明書など

⑦生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書

⑧営業・不動産・農業所得のある方は、青色決算書・白色収支内訳書(あらかじめ作成してご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。)

⑨医療費控除の明細書(あらかじめ作成してご来場ください。下記をご参照ください。)

⑩雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書など所定の証明書・損害により支出した領収書

⑪障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など

⑫寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書・寄附金領収書(申告者名義)など(ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方で申告をする場合は、特例が適用されなくなるため、前述の書類が必要となります。)

⑬還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号がわかるもの

※申告の内容により、①～⑬以外の書類が必要となる場合があります。詳細は市役所税務課および税務署にお尋ねください。

◆ 公的年金などを受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。(公的年金などに係る確定申告不要制度)

※この場合でも、還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

また、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合でも、市県民税の申告が必要です。

◆ 申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

医療費控除の明細書の添付が必要です！

医療費控除の適用を受ける場合は、必ず医療費控除の明細書を事前に作成していただき、申告会場にご持参ください。

従来の領収書による添付または提示による申告は行えませんのでご注意ください。

領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは提示や提出の必要があります。

医療費控除の明細書 記載例

令和 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 弥富市前ヶ須町南本田335番地 氏 名 弥富 太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知があれば記入して下さい。記入される場合は医療費通知の添付が必要です。

2 医療費(上記1以外)の明細

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)診療・治療 医療品購入 介護保険サービス その他の医療費	(4)支払った金額 (円)
弥富 太郎	〇〇病院	診療・治療 介護保険サービス 医療品購入 その他の医療費	85,600
〃	△△△薬局	診療・治療 介護保険サービス 医療品購入 その他の医療費	53,250
弥富 花子	■ ■ 歯科	診療・治療 介護保険サービス 医療品購入 その他の医療費	25,340
〃			

※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

医療費通知に記載がない医療費で人ごと・病院ごとの一年間の合計金額を記入します。診療ごとに書く必要はありませんので簡単です。
一年間：1月1日～12月31日に支払った医療費等

※記載例は昨年様式を基にしたイメージとなります。明細書の様式は市役所税務課窓口や税務署および国税庁ホームページなどにて入手してください。

◆ 自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、e-Taxや郵送、申告会場および市役所税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。(申告期間中のみの設置)

青色決算書・白色収支内訳書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。

租税公課や減価償却の計算でわからないことは、事前に市役所および税務署にお尋ねください。

市民税・県民税申告についても郵送での受付をしております。市民税・県民税申告書の宛先は弥富市税務課市民税グループになります。

次の方は津島税務署の確定申告会場(津島市文化会館)で申告をしてください

- ・土地、建物、株などを売却され、第三表を使われる方
- ・贈与税や消費税などの申告をされる方
- ・青色決算書、白色収支内訳書の作成についての相談をされる方
- ・住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方
- ・令和2年中所得分以外(過年分)の確定申告をされる方

津島税務署から令和2年分所得税確定申告のお知らせ

どこでもスマホやパソコンから e-Tax 申告！

マイナンバーカードや税務署が発行するID・パスワードを利用して自宅などからe-Taxで簡単に申告することができます。

※ID・パスワードを発行するには、申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、税務署にお越しください。



こちらからも申告できます。
国税庁確定申告書等作成ページ

確定申告会場について

▼申告相談

事前予約は1月15日(金)まで電話にて受け付けます。18日(月)以降は、津島税務署内の会議室で申告相談を行います。

※会場の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。

「入場整理券」は会場当日配付をしますが、オンラインで事前入手できる仕組みも導入する予定です。詳しくは、国税庁ホームページや広報誌をご覧ください。

▼申告会場

税務署では、所得税、個人事業者の消費税および贈与税の申告会場を開設します。

【確定申告会場】津島市文化会館(津島市藤浪町3丁目89番地10)※昨年と異なります。

【開設期間】2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

※1 2月21日(日)、28日(日)に限り開設します。

※2 今年の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月10日(水)から当会で申告相談を受け付けます。

【開設時間】午前9時～午後5時

※入場整理券の配付状況によっては、受付を早めに終了する場合があります。

▼注意事項

- ・入場の際に検温を行います。37.5度以上の方は入場をお断りします。発熱の症状のある方、体調が優れない方は来場をお控えください。
- ・会場では、マスクの着用および手指アルコール消毒液のご利用をお願いします。



問 津島税務署 ☎ 26-2161(代表)

※電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。